

くらしのガイド

電話はできるだけ各課直通ダイヤルのご利用を。市役所・各区役所の代表電話 ☎082-245-2111(共通)

中	541-3835	安佐南	877-2299
東	262-6986	安佐北	815-3906
南	252-7179	安芸	822-8069
西	232-9783	佐伯	923-5098

記号の説明

対象者 日時 会場
内容 ¥参加費など 持持参物
申込方法 問い合わせ先
HP ホームページ

料金や申込方法の記載のないものは、無料、申込不要。1時間未満の催しは、開始時間のみ記載。休は、2月15日～3月14日までの土日曜日、祝・休日以外を休館日としている場合に記載します

「高校生*」は、高校生相当年齢の人、「シニア」は65歳以上の人です ※年齢の証明が必要

い い は 高齢者いきいき活動ポイント、い い は 広域都市圏ポイント対象事業です ※同時に受領不可

申し込みの際の必要事項

- 催し名・講座名 ●〒住所
 - 氏名(ふりがな) ●年齢(児童生徒は学年も) ●電話番号
 - その他記載事項
- *往復はがきの場合は返信面も明記

市ホームページ/公式SNS など

市は、これらを利用して、暮らしに役立つ情報を発信しています

ホームページ	LINE
X	フェイスブック
Instagram	YouTube

テレビ広報番組

元就。二百万一心!

RCCテレビ 土曜日 21:54~22:00

鈴木福のミヨリ! ひろしま

RCCテレビ 日曜日 21:54~22:00

(放送日時に変更になる場合があります)

福祉・健康

障害者のためのパソコン活用講座(聴覚・上肢・知的・精神障害者対応)

対市内に在住か通勤・通学の障害者。介助者の同伴は1人可
日3月4日～25日の月、13:00～17:00。全4回
場心身障害者福祉センター
申電話かファクスで、2月26日(月)までに、情報シンフォニーへ。先着5人
問☎502-6112、☎502-6097

ミニテニス大会

対小学生以上の、視覚障害を除く障害者と障害のない人
※障害のない人同士は不可
日3月24日(日)10:00～16:00
場心身障害者福祉センター
内ダブルス戦
申所定の申込書で、2月29日(木) (必着)までに。申込書は、同センターHP、同センターで。先着40人
問☎261-2333、☎261-7789
休(水)

発達障害者支援講演会(オンライン)

配信期間3月1日(金)～4月8日(月)
内テーマ「発達障害のある人の豊かな育ちを支える-共に生きる社会を目指して-」
講師川崎医療福祉大学医療福祉学部講師・重松孝治氏
申市HPで、3月31日(日)までに、こども・家庭支援課へ
問☎263-0683、☎261-0545

経済的に困りの人はご相談を

対市内に在住で、経済的な面で生活に困っている人(生活保護受給中の人は除く)と家族内相談内容に応じて必要な支援を考え、サポートを実施。詳しくは、くらしサポートセンターHPかお問い合わせを
問区くらしサポートセンター(☎264-6413)

区	電話	区	電話
中	545-8388	安佐南	831-1209
東	568-6887	安佐北	815-1124
南	250-5677	安芸	821-5662
西	235-3566	佐伯	943-8797

2月23日(祝・金)の家庭ごみの収集

●「可燃ごみ」と「ペットボトル・リサイクルプラ」の収集はありません
●「資源ごみ・有害ごみ」、「不燃ごみ」、「その他プラ」は通常どおり収集します
※大型ごみの収集は、予約制。申し込みは大型ごみ受付センター(☎0570-082530、544-5300)へ
問各環境事業所、業務第一課(☎504-2220、☎504-2229)

研修会「地域での高齢者の見守りについて考えよう」

日3月1日(金)13:30～15:30
場市総合福祉センター
講師ご近所福祉クリエーター・酒井保氏、小規模多機能型施設縁が和・藤原欣樹氏
申市社会福祉協議会HPか所定の申込書、電話で、2月26日(月)(必着)までに、同協議会地域福祉推進課へ。申込書は、同HP、同協議会、区社会福祉協議会、高齢福祉課で。先着100人
問☎236-6172、☎264-6413

講座・講習会

市立大学国際学部公開講座「難民問題と女性の平和」

日3月19日(火)14:00～17:00
場人社ひと・まちプラザ
内ノーベル平和賞を受賞したコンゴ民主共和国のムクウェゲ医師の活動に焦点を当てた映画の上映と解説
申同大学HPかファクスで、3月14日(木)までに、同大学社会連携センターへ。先着100人
問☎830-1764、☎830-1555

春の息吹を感じる寄せ植え作り

日3月15日(金)13:30～15:30
場中央公園ファミリープール
内ガーベラ、アリッサムなど
¥2,000円
申往復はがき(1人1枚)で、必要事項(6頁左)を、2月28日(水)(必着)までに、みどり生きもの協会の経営企画課(〒730-0011 中区基町4-41)へ。抽選30人
問☎228-0815、☎228-1891

シニア大学

対市内に在住で、今年4月1日時点で65歳以上の、仲間づくりや生きがいづくりをしたい人
日6月～来年3月の原則第2・4(木)、13:30～15:00。全19回
場市総合福祉センター
内福祉、健康、生きがいなどについての講座、同大学自治会、班活動や各種サークル活動など
¥7,000円/年
申往復はがきで、必要事項(6頁左)、生年月日、性別を、2月29日(木)(消印有効)までに、市社会福祉協議会(〒732-0822 南区松原町5-1)へ。抽選160人程度
問☎264-6404、☎264-6413

視覚障害者用スマートフォンボランティア養成講座

対次の全てに該当する人
●iPhoneを持参できる
●メールと電話が利用できる
●講座修了後、市登録ボランティアとして活動できる
日程(全4日) 時間
2/29～3/14の(木) 10:00～17:00
3/28(木) 10:00～12:00
場市視覚障害者情報センター
申電話かファクスで、2月26日(月)12:00までに。先着5人
問☎240-1220、☎258-4018

障害を理由とする差別の解消に向けた講演会

日3月16日(土)①13:00～14:00、②14:15～16:00
場心身障害者福祉センター
内①車いすバスケットボール選手・北間優衣氏の講演。要約筆記・手話通訳あり、②車いすバスケットボール体験
申①市HPか電話、ファクスで、3月14日(木)までに、ニュースアンドコミュニケーションズへ、②当日会場。先着①100人、②25人程度
問☎544-7900、平日10:00～17:00、☎246-3044

求人情報 詳しくは募集案内(申込先、市役所市民ロビーなど)、市HPなどで。

業務場所	職名/募集人数	職務内容	給与(報酬は除く)	締切日 試験日 採用日	申込先	HP
保育園・認定こども園	①看護師、②准看護師(①②会計年度任用<日任用>)/各若干名	乳幼児の健康管理	月額約①17万8000円、②16万4000円	締2/29(木)(必着) 試随時 採3/1以降	保育指導課 ☎504-2262 ☎504-2254	

4月に小・中学校などへ入学する子どもの保護者の皆さんへ

入学通知書は届きましたか

1月末に、保護者(世帯主)宛てに、入学する学校と期日を指定した入学通知書を郵送しました。大切に保管し、4月1日(月)の入学受付日(入学式ではありません)に、指定された学校へ提出してください。入学通知書が届いていない場合や紛失した場合は、教育委員会学事課へご連絡ください。



■転居するとき

●市内での転居
3月15日(金)までに転居手続きを行った場合は、新しい入学通知書を後日郵送します。3月16日(土)以降は、区市民課出張所で新しい入学通知書を直接お渡しします。
●市外への転出
転出先の教育委員会などへお問い合わせください。

■国・県・私立学校へ入学するとき
入学が決まったら、入学通知書と入学承諾書(入学する学校が発行)を学事課か区市民課、出張所へ提出してください。入学通知書に記載の指定小学校(小学校入学の場合)か在学中

の市立小学校へも提出できます。

■障害がある子どもの入学

障害があり、教育上の特別な配慮を必要とする場合は、次のいずれかへご相談ください(受付時間は平日9:00～17:00)。

●青少年総合相談センター(中区国泰寺町一丁目4-15 ☎504-2197、☎504-2142)

●同センター分室(東区光町二丁目15-55 児童総合相談センター内 ☎264-0422、☎264-0436)

■外国籍の子どもの入学

日本国籍を持たない新入学を迎える子どもの保護者で、市立の小・中学校などへの入学を希望する人は、学事課へご連絡ください。すでに就学申請を行った人は必要ありません。

■特別な理由があるとき

4月以降に市内で転居の予定があるなど、指定された学校に入学することが困難な一定の理由がある場合は、学事課へご相談ください。
問教育委員会学事課(☎504-2469、☎504-2328)

■学用品費や学校給食費などの就学援助を行っています

対次のいずれかに該当する人(所得要件などがあります)

- ①市立の小・中学校か中等教育学校前期課程、特別支援学校の小・中学部に在学する児童生徒の保護者
- ②他の市町村立の小・中学校か中等教育学校前期課程に在学する児童生徒の保護者で、市内に在住
- ③国・県・私立の小・中学校か中等教育学校前期課程に在学する児童生徒の保護者で、市内に在住



【援助の種類】学用品費、野外活動費、修学旅行費、学校給食費、学校病医療費(学校保健安全法指定の疾病に限る)など。ただし、次に該当する人は、援助の種類が限定されます

- 生活保護を受給
 - 特別支援学校に在学
 - ①に該当し市外に在住
 - ②、③に該当
- ※詳しくは各学校で配布するお知らせをご覧ください
問各学校、教育委員会学事課(☎、☎左記)